

平成 16 年 12 月 27 日

審査事務規程の一部改正（第 25 次改正）の概要について

審査事務規程について、タイヤに係る取扱いの明確化を図るため、一部改正を行い、平成 17 年 1 月 1 日から施行します。

改正の概要は次のとおりです。

1. 主な改正概要

タイヤに係る取扱いの明確化

大型特殊自動車に装着される超低速仕様のタイヤの負荷能力の算定について、自動車の車両構造上の最高速度がタイヤの最高速度を超える場合には、自動車の最高速度に応じ、負荷能力を減じて適用することについて規定した。

型式指定自動車及び新型届出自動車等の指定自動車等の新車新規（予備）検査の際、諸元表等に記載されたタイヤと異なるタイヤが装着されている場合であって、タイヤの負荷能力基準を満足するときは、自動車用タイヤ技術基準の適合性審査を省略できることについて規定した。

2. 施行時期

この規程は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(添付資料)

審査事務規程の一部改正（第 25 次改正）新旧対照表

審査事務規程の全文は当法人ホームページ（<http://www.navi.go.jp/>）
審査事務規程 に掲載しています。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町 8 - 2 住友生命四谷ビル
自動車検査独立行政法人 業務部業務課

電話 03-5363-3441 (代表)

03-5363-3519 (直通)

FAX 03-5363-3347

E-mail gyoumuka@navi.go.jp

「審査事務規程」(平成14年7月1日検査法人規程第11号)改正新旧対照表

平成17年1月1日施行

新	旧
<p>4 - 11 走行装置</p> <p>4 - 11 - 1 性能要件</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に關し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第9条第2項関係、細目告示第11条第3項関係)</p> <p>(略) の場合において、タイヤの負荷能力は、次により算定した値とする。</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 大型特殊自動車であって、当該自動車の車両構造上の最高速度がタイヤの速度記号に対応する最高速度又はタイヤ製作者が定める基準速度を上回っているものにあっては、ア又はイの規定にかかわらず、ア又はイにより算定した負荷能力に「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)に定める使用速度に応じた係数を乗じた値等のタイヤ製作者が定める値(端数処理の方法については、タイヤ製作者が定める方法とする。以下4-11において同じ。)とする。</p> <p>エ 4-9-1(2)の速度制限装置又は4-10の速度抑制装置が備えられている自動車等、当該自動車の車両構造上の最高速度がタイヤの速度記号に対応する最高速度又はタイヤ製作者が定める基準速度を下回っている自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満の自動車、車両総重量が3.5t以下の被牽引自動車及び二輪自動車、側車付二輪自動車を除く。)にあっては、次により算定することができるものとする。</p> <p>(ア) 指定自動車等のうち、トラック、バス及びトレーラ用タイヤを装着した自動車(大型特殊自動車を除く。)にあっては、アにより負荷能力を算定するものに限り、アにより算定した負荷能力に別表7「異なる速度における負荷能力」のロードインデックスの変化欄に掲げる変化率を乗じた値を加算した値(少数第1位を四捨五入したのち、整数第1位を二捨三入又は七捨八入により0又は5に丸める。)とする。</p> <p>(イ) 指定自動車等のうち大型特殊自動車及び指定自動車等以外の自動車にあっては、ア又はイにより算定した負荷能力に「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)に定める使用速度に応じた係数を乗じた値等のタイヤ製作者が定める値とする。</p> <p>オ 乗用車用タイヤを貨物自動車に装着した場合又はトラック、バス及びトレーラ用タイヤを乗用自動車に装着した場合であっても、ア、イ及びエに掲げる方法により算定するものとする。</p>	<p>4 - 11 走行装置</p> <p>4 - 11 - 1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に關し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第9条第2項関係、細目告示第11条第3項関係)</p> <p>(略) の場合において、タイヤの負荷能力の算定は、次により行うものとする。</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 4-9-1(2)の速度制限装置又は4-10の速度抑制装置が備えられている自動車等、当該自動車の車両構造上の最高速度がタイヤの速度記号に対応する最高速度又はタイヤ製作者が定める基準速度を下回っている自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満の自動車、車両総重量が3.5t以下の被牽引自動車及び二輪自動車、側車付二輪自動車を除く。)にあっては、次により算定することができるものとする。</p> <p>(ア) 指定自動車等のうち、トラック、バス及びトレーラ用タイヤを装着した自動車(大型特殊自動車を除く。)にあっては、アにより負荷能力を算定するものに限り、アにより算定した負荷能力に別表7「異なる速度における負荷能力」のロードインデックスの変化欄に掲げる変化率を乗じた値を加算した値(少数第1位を四捨五入したのち、整数第1位を二捨三入又は七捨八入により0又は5に丸める。)とする。</p> <p>(イ) 指定自動車等のうち大型特殊自動車及び指定自動車等以外の自動車にあっては、ア又はイにより算定した負荷能力に「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)に定める使用速度に応じた係数を乗じた値等のタイヤ製作者が定める値(端数処理の方法についても、タイヤ製作者が定める方法とする。以下同じ。)とする。</p> <p>エ 乗用車用タイヤを貨物自動車に装着した場合又はトラック、バス及びトレーラ用タイヤを乗用自動車に装着した場合であっても、ア、イ及びウに掲げる方法により算定するものとする。</p>

<p>~ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 - 11 - 5 従前規定の適用 (略)</p> <p>4 - 11 - 5 - 1 性能要件 (1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 自動車用タイヤに負荷しうる荷重は、自動車の積載状態における軸重を当該車軸に係る輪数で除した値が、タイヤの負荷能力以下であること。この場合において、タイヤの負荷能力は、次により算定した値とする。 、 (略) <u>大型特殊自動車であって、当該自動車の車両構造上の最高速度がタイヤの速度記号に対応する最高速度又はタイヤ製作者が定める基準速度を上回っているものにあっては、又は の規定にかかわらず、又は により算定した負荷能力に「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)に定める使用速度に応じた係数を乗じた値等のタイヤ製作者が定める値とする。</u></p> <p>— 4 - 9 - 1 (2)の速度制限装置又は4 - 10 の速度抑制装置が備えられている自動車等、当該自動車の車両構造上の最高速度がタイヤの速度記号に対応する最高速度又はタイヤ製作者が定める基準速度を下回っている自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車、側車付二輪自動車を除く。)にあっては、又は により算定した負荷能力に「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)に定める使用速度に応じた係数を乗じた値等のタイヤ製作者が定める値と/orすることができるものとする。</p> <p>— 乗用車用タイヤを貨物自動車に装着した場合又はトラック、バス及びトレーラ用タイヤを乗用自動車に装着した場合であっても、 、 及び <u>に</u>掲げる方法により算定するものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 - 105 指定自動車等 指定自動車等は、4 - 11 から 4 - 104 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) <u>細目告示別添3「乗用車用空気入タイヤの技術基準」、細目告示別添4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」及び細目告示別添5「二輪自動車用空気入タイヤの技術基準」(細目告示第11条第3項関係)</u></p>	<p>~ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 - 11 - 5 従前規定の適用 (略)</p> <p>4 - 11 - 5 - 1 性能要件 (1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 自動車用タイヤに負荷しうる荷重は、自動車の積載状態における軸重を当該車軸に係る輪数で除した値が、タイヤの負荷能力以下であること。この場合において、タイヤの負荷能力の算定は、次により行うものとする。 、 (略)</p> <p>— 4 - 9 - 1 (2)の速度制限装置又は4 - 10 の速度抑制装置が備えられている自動車等、当該自動車の車両構造上の最高速度が <u>タイヤの速度記号に対応する最高速度又はタイヤ製作者が定める基準速度を下回っている自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車、側車付二輪自動車を除く。)にあっては、又は により算定した負荷能力に「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)に定める使用速度に応じた係数を乗じた値等のタイヤ製作者が定める値と/orすることができるものとする。</u></p> <p>— 乗用車用タイヤを貨物自動車に装着した場合又はトラック、バス及びトレーラ用タイヤを乗用自動車に装着した場合であっても、 、 及び <u>に</u>掲げる方法により算定するものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 - 105 指定自動車等 指定自動車等は、4 - 11 から 4 - 104 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (略) <u>細目告示別添3「乗用車用空気入タイヤの技術基準」、細目告示別添4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」及び細目告示別添5「二輪自動車用空気入タイヤの技術基準」(細目告示第11条第3項関係)</u></p>
--	--

5 - 11 走行装置

5 - 11 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1)、(2) (略)

(3) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に關し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第9条第2項関係）

(略)

の場合において、タイヤの負荷能力は、次により算定した値とする。

ア、イ (略)

ウ 大型特殊自動車であって、当該自動車の車両構造上の最高速度がタイヤの速度記号に対応する最高速度又はタイヤ製作者が定める基準速度を上回っているものにあっては、ア又はイの規定にかかわらず、ア又はイにより算定した負荷能力に「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)に定める使用速度に応じた係数を乗じた値等のタイヤ製作者が定める値（端数処理の方法は、タイヤ製作者が定める方法とする。以下5-11において同じ。）とする。

エ 5-9-1(2)の速度制限装置又は5-10の速度抑制装置が備えられている自動車等、当該自動車の車両構造上の最高速度がタイヤの速度記号に対応する最高速度又はタイヤ製作者が定める基準速度を下回っている自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満の自動車、車両総重量が3.5t以下の被牽引自動車及び二輪自動車、側車付二輪自動車を除く。）にあっては、次により算定することができるものとする。

(ア) 指定自動車等のうち、トラック、バス及びトレーラ用タイヤを装着した自動車（大型特殊自動車を除く。）にあっては、アにより負荷能力を算定するものに限り、アにより算定した負荷能力に別表7「異なる速度における負荷能力」のロードインデックスの変化欄に掲げる変化率を乗じた値を加算した値（少数第1位を四捨五入したのち、整数第1位を二捨三入又は七捨八入により0又は5に丸める。）とする。

(イ) 指定自動車等のうち大型特殊自動車及び指定自動車等以外の自動車にあっては、ア又はイにより算定した負荷能力に「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)に定める使用速度に応じた係数を乗じた値等のタイヤ製作者が定める値とする。

オ 乗用車用タイヤを貨物自動車に装着した場合又はトラック、バス及びトレーラ用タイヤを乗用自動車に装着した場合であっても、ア、イ及びエに掲げる方法により算定するものとする。

～ (略)

(4) (略)

5 - 26 車枠及び車体

5 - 26 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1)～(8) (略)

5 - 11 走行装置

5 - 11 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1)、(2) (略)

(3) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に關し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第9条第2項関係）

(略)

の場合において、タイヤの負荷能力の算定は、次により行うものとする。

ア、イ (略)

ウ 5-9-1(2)の速度制限装置又は5-10の速度抑制装置が備えられている自動車等、当該自動車の車両構造上の最高速度が、タイヤの速度記号に対応する最高速度又はタイヤ製作者が定める基準速度を下回っている自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満の自動車、車両総重量が3.5t以下の被牽引自動車及び二輪自動車、側車付二輪自動車を除く。）にあっては、次により算定することができるものとする。

(ア) 指定自動車等のうち、トラック、バス及びトレーラ用タイヤを装着した自動車（大型特殊自動車を除く。）にあっては、アにより負荷能力を算定するものに限り、アにより算定した負荷能力に、別表7「異なる速度における負荷能力」のロードインデックスの変化欄に掲げる変化率を乗じた値を加算した値（少数第1位を四捨五入したのち、整数第1位を二捨三入又は七捨八入により0又は5に丸める。）とする。

(イ) 指定自動車等のうち大型特殊自動車及び指定自動車等以外の自動車にあっては、ア又はイにより算定した負荷能力に、「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)に定める使用速度に応じた係数を乗じた値等のタイヤ製作者が定める値とする。

エ 乗用車用タイヤを貨物自動車に装着した場合又はトラック、バス及びトレーラ用タイヤを乗用自動車に装着した場合であっても、ア、イ及びウに掲げる方法により算定するものとする。

～ (略)

(4) (略)

5 - 26 車枠及び車体

5 - 26 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1)～(8) (略)

<p>(9) (7)の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、次により計測した長さとする。(細目告示第178条第6項関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> - (略) (略) — (略) <p>5 - 47 窓ガラス貼付物等</p> <p>5 - 47 - 1 性能要件</p> <p>5 - 47 - 1 - 1 視認等による審査</p> <p>(1) 5 - 46 - 1 (4)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが装着(窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。以下5 - 47 - 1 - 1及び5 - 47 - 1 - 2において同じ。)され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第29条第4項関係、細目告示第195条第5項関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ~ (略) (2)、(3) (略) <p>別表7 (4 - 11 - 1 (3) 工(ア)、5 - 11 - 1 (3) 工(ア)関係) 異なる速度における負荷能力 表 (略)</p> <p><u>附 則(平成16年12月27日検査法人規程第13号)</u> <u>この規程は、平成17年1月1日から施行する。</u></p>	<p>(9) (7)の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、次により計測した長さとする。(細目告示第178条第6項関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> - (略) (略) — (略) <p>5 - 47 窓ガラス貼付物等</p> <p>5 - 47 - 1 性能要件</p> <p>5 - 47 - 1 - 1 視認等による審査</p> <p>(1) 5 - 46 - 1 (5)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが装着(窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。以下5 - 47 - 1 - 1及び5 - 47 - 1 - 2において同じ。)され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第29条第4項関係、細目告示第195条第5項関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ~ (略) (2)、(3) (略) <p>別表7 (4 - 11 - 1 (3) ウ(ア)、5 - 11 - 1 (3) ウ(ア)関係) 異なる速度における負荷能力 表 (略)</p>
--	---